

追加型公社債投資信託 / 累積投資専用 / 優適格
トヨタMMF (マネー・マネージメント・ファンド)

目論見書 (訂正事項分) 2004.5

トヨタアセットマネジメント株式会社

・この目論見書により行うトヨタMMF (マネー・マネージメント・ファンド) の受益証券の募集については、委託者は、証券取引法 (昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を平成15年10月28日に関東財務局長に提出し、平成15年10月29日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成16年5月27日関東財務局長に提出しております。

・トヨタMMF (マネー・マネージメント・ファンド) の受益証券の価額は、同ファンドに組入られる有価証券の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。

・当ファンドは、元金が保証されているものではありません。

1. 目論見書の訂正理由

有価証券報告書の提出に伴い、「トヨタMMF (マネー・マネージメント・ファンド) 目論見書 2003.10」の記載事項等に変更が生じ、訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものであります。

2. 訂正箇所および訂正事項

訂正内容は、以下の通りです。

ファンドの概要

1. ファンドの基本情報

(原目論見書 P4)

【以下の内容に変更】

(前略)

[照会先]

電話番号

03-5776-4760

ファンドの運用及びリスク

2. ファンドの仕組み

(原目論見書 P9)

【以下の注釈を削除】

(注) 平成15年11月25日に信託事務の一部を日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託する予定です。

3. 投資対象

(原目論見書 P10)

(1) 投資対象とする資産の種類

【以下の内容に変更】

(前略)

10.金融先物取引等にかかる権利

(後略)

4. 運用体制

(原目論見書 P13)

【以下の内容に変更】

(前略)

1. ファンドの具体的な運用計画を策定します。
ファンドマネージャーは、投資環境見通し等に基づき、ファンドの具体的な運用計画を策定します。



2. 運用政策委員会において運用計画を審議、承認します。



3. 運用の実行を指図します。
ファンドマネージャーは、運用計画に基づき、有価証券の売買等の運用の実行を指図します。



4. トレーディング部門は、売買の指図に基づき売買の執行を行いません。

(中略)

ファンドの運用体制等は平成 16 年 5 月 20 日現在であり、今後変更になる場合があります。

5. 運用状況

(原目論見書 P14)

(1) 投資状況

【以下の表に変更】

平成 16 年 4 月 30 日現在

資産の種類	国名	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	5,399,922,834	46.9
普通社債	イギリス	400,000,000	3.5
	オランダ	300,000,000	2.6
	シンガポール	200,000,000	1.7
CP	日本	4,499,877,781	39.1
現金・預金・その他資産 (負債控除後)		716,392,369	6.2
合計(純資産総額)		11,516,192,984	100.0

注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の比率をいいます。

(2) 運用実績

【以下の表に変更】

純資産の推移

平成 16 年 4 月 30 日(直近日)現在、同日前 1 年以内における各月末ならびに各計算期間末におけるファンドの純資産総額、および 1 口当りの純資産額の推移は次のとおりです。

	純資産総額(単位:百万円)		1口当たりの純資産額(単位:円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
2001年3月13日～2001年8月30日 (第1特定期間)	11,079	11,086	1.0000	1.0007
2001年8月31日～2002年2月28日 (第2特定期間)	11,902	11,907	1.0000	1.0004
2002年3月1日～2002年8月31日 (第3特定期間)	11,943	11,945	1.0000	1.0002
2002年9月1日～2003年2月28日 (第4特定期間)	11,809	11,810	1.0000	1.0001
2003年3月1日～2003年8月31日 (第5特定期間)	11,803	11,804	1.0000	1.0001
2003年9月1日～2004年2月29日 (第6特定期間)	11,520	11,521	1.0000	1.0001
4月末日	11,786	11,786	1.0000	1.0000
5月末日	11,774	11,774	1.0000	1.0000
6月末日	11,784	11,784	1.0000	1.0000
7月末日	11,793	11,793	1.0000	1.0000
8月末日	11,803	11,803	1.0000	1.0000
9月末日	11,496	11,496	1.0000	1.0000
10月末日	11,487	11,487	1.0000	1.0000
11月末日	11,489	11,489	1.0000	1.0000
12月末日	11,530	11,530	1.0000	1.0000
2004年1月末日	11,515	11,515	1.0000	1.0000
2月末日	11,520	11,520	1.0000	1.0000
3月末日	11,495	11,495	1.0000	1.0000
4月30日(直近日)	11,516	11,516	1.0000	1.0000

分配の推移

【以下の表に変更】

計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間 2001年3月13日～2001年8月30日	0.000659円
第2特定期間 2001年8月31日～2002年2月28日	0.000439円

第3特定期間 2002年3月1日～2002年8月31日	0.000185円
第4特定期間 2002年9月1日～2003年2月28日	0.000097円
第5特定期間 2003年3月1日～2003年8月31日	0.0000773円
第6特定期間 2003年9月1日～2004年2月29日	0.0000707円

収益率の推移

【以下の表に変更】

計算期間	収益率
第1特定期間 2001年3月13日～2001年8月30日	0.0659%
第2特定期間 2001年8月31日～2002年2月28日	0.0439%
第3特定期間 2002年3月1日～2002年8月31日	0.0185%
第4特定期間 2002年9月1日～2003年2月28日	0.0097%
第5特定期間 2003年3月1日～2003年8月31日	0.00773%
第6特定期間 2003年9月1日～2004年2月29日	0.00707%

(3) 設定及び解約の実績

【以下の表に変更】

	設定口数	解約口数
第1特定期間 2001年3月13日～2001年8月30日	11,290,729,369	211,606,894
第2特定期間 2001年8月31日～2002年2月28日	2,402,422,007	1,579,134,023
第3特定期間 2002年3月1日～2002年8月31日	1,021,235,950	980,833,139
第4特定期間 2002年9月1日～2003年2月28日	380,776,525	514,354,058
第5特定期間 2003年3月1日～2003年8月31日	148,602,167	154,442,838
第6特定期間 2003年9月1日～2004年2月29日	196,476,082	479,427,128

6. ファンドの現況

(原目論見書 P16)

【以下の表に変更】

(1) 純資産額計算書

平成16年4月30日現在

資産総額	11,816,197,445円
負債総額	300,004,461円
純資産総額()	11,516,192,984円
発行済数量	11,516,192,690口
1万口当り純資産額(/)	10,000円

(2) 投資有価証券の主要銘柄

平成16年4月30日現在

順位	地域	種類	銘柄名	利率 (%)	償還年月日	数量	簿価金額		時価		投資 比率 (%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	時価評価額 (円)	
1	日本	CP	東京三菱銀行	-	2004/5/10	500,000,000	99.99	499,995,342	99.99	499,995,342	4.34
2	日本	CP	三菱証券	-	2004/5/21	500,000,000	99.99	499,995,232	99.99	499,995,232	4.34
3	日本	CP	モルガンスタンレー証券	-	2004/5/18	500,000,000	99.99	499,992,082	99.99	499,992,082	4.34
4	日本	CP	日本証券金融	-	2004/7/5	500,000,000	99.99	499,987,945	99.99	499,987,945	4.34
5	日本	CP	オリックス	-	2004/5/25	500,000,000	99.99	499,986,849	99.99	499,986,849	4.34

6	日本	国債	第278回政府短期証券	-	2004/7/26	500,000,000	99.99	499,986,560	99.99	499,986,560	4.34
7	日本	CP	東京三菱銀行	-	2004/5/24	500,000,000	99.99	499,985,562	99.99	499,985,562	4.34
8	日本	国債	第277回政府短期証券	-	2004/7/20	500,000,000	99.99	499,983,502	99.99	499,983,502	4.34
9	日本	CP	ゴールドマン・サックス	-	2004/5/18	500,000,000	99.99	499,983,288	99.99	499,983,288	4.34
10	日本	CP	三菱信託銀行	-	2004/7/23	500,000,000	99.99	499,978,302	99.99	499,978,302	4.34
11	日本	CP	日立キャピタル	-	2004/5/17	500,000,000	99.99	499,973,179	99.99	499,973,179	4.34
12	日本	国債	第271回政府短期証券	-	2004/6/14	400,000,000	99.99	399,994,448	99.99	399,994,448	3.47
13	日本	国債	第275回政府短期証券	-	2004/7/12	400,000,000	99.99	399,987,984	99.99	399,987,984	3.47
14	英国	普通社債	ミツビシコーポレーションファイナンス	0.075	2004/8/18	300,000,000	100.00	300,000,000	100.00	300,000,000	2.61
15	日本	国債	第265回政府短期証券	-	2004/5/6	300,000,000	99.99	299,999,730	99.99	299,999,730	2.61
16	日本	国債	第268回政府短期証券	-	2004/5/24	300,000,000	99.99	299,999,263	99.99	299,999,263	2.61
17	日本	国債	第269回政府短期証券	-	2004/5/31	300,000,000	99.99	299,998,536	99.99	299,998,536	2.61
18	日本	国債	第276回政府短期証券	-	2004/6/2	300,000,000	99.99	299,998,102	99.99	299,998,102	2.61
19	日本	国債	第270回政府短期証券	-	2004/6/7	300,000,000	99.99	299,997,102	99.99	299,997,102	2.61
20	日本	国債	第274回政府短期証券	-	2004/7/5	300,000,000	99.99	299,995,827	99.99	299,995,827	2.60
21	日本	国債	第272回政府短期証券	-	2004/6/21	300,000,000	99.99	299,993,580	99.99	299,993,580	2.60
22	日本	国債	第266回政府短期証券	-	2004/5/12	200,000,000	99.99	199,999,740	99.99	199,999,740	1.74
23	日本	国債	第267回政府短期証券	-	2004/5/17	200,000,000	99.99	199,999,620	99.99	199,999,620	1.74
24	日本	国債	第273回政府短期証券	-	2004/6/28	200,000,000	99.99	199,995,736	99.99	199,995,736	1.74
25	日本	国債	第279回政府短期証券	-	2004/8/2	200,000,000	99.99	199,995,204	99.99	199,995,204	1.74
26	蘭	普通社債	ホンダインターナショナルファイナンス	0.05	2004/6/28	100,000,000	100.00	100,000,000	100.00	100,000,000	0.87
27	蘭	普通社債	ホンダインターナショナルファイナンス	0.1	2004/7/22	100,000,000	100.00	100,000,000	100.00	100,000,000	0.87
28	蘭	普通社債	ミツイコーポレーションヨーロッパ	0.08	2004/9/27	100,000,000	100.00	100,000,000	100.00	100,000,000	0.87
29	シンガポール	普通社債	ミツイコーポレーションアジア	0.06	2004/12/20	100,000,000	100.00	100,000,000	100.00	100,000,000	0.87
30	シンガポール	普通社債	ミツイコーポレーションアジア	0.055	2005/1/13	100,000,000	100.00	100,000,000	100.00	100,000,000	0.87
31	英国	普通社債	ミツビシコーポレーションファイナンス	0.06	2004/7/16	100,000,000	100.00	100,000,000	100.00	100,000,000	0.87

種類別投資比率

種類	評価金額(円)	投資比率(%)
国債証券	4,699,924,934	40.81
普通社債	900,000,000	7.82
CP	4,499,877,781	39.07
総計	10,099,802,715	87.70

(3) 投資不動産物件

該当はございません。

(4) その他投資資産の主要なもの 現先取引勘定

地域	銘柄名	数量	簿価金額		時価		投資比率(%)
			単価(円)	金額(円)	単価(円)	時価評価額(円)	
日本	第269回政府短期証券	700,000,000	99.99	699,997,900	99.99	699,997,900	6.08

9. 投資リスクとリスク管理体制

(原目論見書 P21)

【以下の内容に変更】

(前略)

リスク管理体制は平成16年5月20日現在であり、今後変更になる場合があります。

諸手続き・費用と税金

3. 手数料等及び税金

(原目論見書 P25)

【以下の内容に変更】

(前略)

(注1) 信託報酬率は、(中略)

(平成16年4月末現在は、年10,000分の0.62となっております。)

(後略)

管理及び運営

1. 資産管理等の概要

(原目論見書 P28)

(1) 資産の評価

基準価額の照会方法

電話番号

03 - 5776 - 4760

(5) その他

(原目論見書 P32)

【以下の内容に変更】

(前略)

信託財産の 分別管理	受託会社で保管された信託財産は、信託法に基づき、信託銀行固有の資産（自己の資産、預金など）とは分別されて保管しますので、万一信託銀行が破綻した場合でも資産は制度的に安全です。但し、ご投資家の資産は日々時価で管理されていますので、投資元本を保証する仕組みではありません。
信託事務 の委託	受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しています。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

(後略)

ファンドの経理状況

(原目論見書 P33)

【以下の内容に変更】

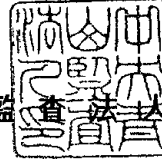
1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前特定期間(平成15年3月1日から平成15年8月31日まで)及び当特定期間(平成15年9月1日から平成16年2月29日まで)の財務諸表について、中央青山監査法人による監査を受けております。
その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

独立監査人の監査報告書

平成15年10月7日


トヨタアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中




中央青山監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士

山手 章 

関与社員 公認会計士

鶴田 光夫 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているトヨタMMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成15年3月1日から平成15年8月31日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタMMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成15年8月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

トヨタアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成16年4月24日

トヨタアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

中央青山監



代表社員
関与社員 公認会計士

山手章

関与社員 公認会計士

鶴田光夫

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているトヨタMMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成15年9月1日から平成16年2月29日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタMMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成16年2月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

トヨタアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【以下の表に変更】

1. 財務諸表

トヨタMMF（マネー・マネージメント・ファンド）

(1) 貸借対照表

（単位：円）

科目	期別	前期	当期
		[平成 15 年 8 月 31 日現在]	[平成 16 年 2 月 29 日現在]
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		200,105,000	-
金銭信託		531,615	365,430
コール・ローン		503,000,000	620,000,000
国債証券		3,299,946,106	3,699,975,627
社債券		900,000,000	1,000,000,000
コマーシャル・ペーパー		4,499,582,483	4,999,776,718
現先取引勘定		2,999,928,000	1,499,851,500
未収利息		307,351	485,557
前払費用		6,000	6,415
流動資産合計		12,403,406,555	11,820,461,247
資産合計		12,403,406,555	11,820,461,247
負債の部			
流動負債			
未払金		599,988,200	299,995,500
未払収益分配金		11,803	11,520
未払受託者報酬		378	360
未払委託者報酬		5,232	4,974
その他未払費用		5,184	4,429
流動負債合計		600,010,797	300,016,783
負債合計		600,010,797	300,016,783
純資産の部			
元本			
元本		11,803,395,066	11,520,444,020
剰余金			
期末剰余金		692	444
剰余金合計		692	444
純資産合計		11,803,395,758	11,520,444,464
負債・純資産合計		12,403,406,555	11,820,461,247

(2) 損益及び剰余金計算書

（単位：円）

科目	期別	前期	当期
		[自平成 15 年 3 月 1 日 至平成 15 年 8 月 31 日]	[自平成 15 年 9 月 1 日 至平成 16 年 2 月 29 日]
		金額	金額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取利息		1,686,631	991,155
有価証券売買等損益		108,999	258,921
その他収益		5,196	10,421
営業収益合計		1,800,826	1,260,497
営業費用			
受託者報酬		54,397	26,846
委託者報酬		763,029	372,627
その他費用		71,614	46,481
営業費用合計		889,040	445,954
営業利益		911,786	814,543
経常利益		911,786	814,543
当期純利益		911,786	814,543
一部解約に伴う当期純利益分配額		-	-
期首剰余金		407	692
剰余金増加額		-	-
剰余金減少額		-	-
分配金		911,501	814,791
期末剰余金		692	444

重要な会計方針

期別 項目	前 期 〔 自 平成 15 年 3 月 1 日 至 平成 15 年 8 月 31 日 〕	当 期 〔 自 平成 15 年 9 月 1 日 至 平成 16 年 2 月 29 日 〕
有価証券の評価基準および評価方法	有価証券は、個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券会社、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。	同左

注記事項

（貸借対照表関係）

	前 期 〔 平成 15 年 8 月 31 日現在 〕	当 期 〔平成 16 年 2 月 29 日現在 〕
期首元本額	11,809,235,737 円	期首元本額 11,803,395,066 円
期中追加設定元本額	148,602,167 円	期中追加設定元本額 196,476,082 円
期中解約元本額	154,442,838 円	期中解約元本額 479,427,128 円

（損益及び剰余金計算書関係）

	前 期 〔 自 平成 15 年 3 月 1 日 至 平成 15 年 8 月 31 日 〕	当 期 〔 自 平成 15 年 9 月 1 日 至 平成 16 年 2 月 29 日 〕
分配金の計算過程 日々決算を行い、原則として信託財産から生じる利益の全額を収益分配金に充当しております。なお、当特定期間に係る分配対象額の合計額は 912,193 円、分配金額の合計額は 911,501 円であります。		分配金の計算過程 日々決算を行い、原則として信託財産から生じる利益の全額を収益分配金に充当しております。なお、当特定期間に係る分配対象額の合計額は 815,235 円、分配金額の合計額は 814,791 円であります。

（有価証券関係）

売買目的有価証券

（単位：円）

前 期 〔平成 15 年 8 月 31 日現在 〕		
種 類	貸借対照表計上額	当特定期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	3,299,946,106	39,706
社債券	900,000,000	0
コマーシャル・ペーパー	4,499,582,483	244,094
合 計	8,699,528,589	283,800

（単位：円）

当 期 〔平成 16 年 2 月 29 日現在 〕		
種 類	貸借対照表計上額	当特定期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	3,699,975,627	23,427
社債券	1,000,000,000	0
コマーシャル・ペーパー	4,999,776,718	95,371
合 計	9,699,752,345	118,798

(デリバティブ取引等関係)

前期(自平成15年3月1日 至平成15年8月31日)

該当事項はありません。

当期(自平成15年 9月1日 至平成16年2月29日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前 期 [平成15年8月31日現在]	当 期 [平成16年2月29日現在]
1口当たり純資産額	1円 (1万口当たり 10,000円)	1円 (1万口当たり 10,000円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (千円)	評価額 (円)	備考
国債証券	第256回政府短期証券	200,000	199,999,969	
	第257回政府短期証券	200,000	199,999,784	
	第258回政府短期証券	200,000	199,999,382	
	第259回政府短期証券	200,000	199,999,558	
	第261回政府短期証券	500,000	499,998,356	
	第262回政府短期証券	300,000	299,998,925	
	第263回政府短期証券	500,000	499,996,166	
	第264回政府短期証券	300,000	299,996,480	
	第265回政府短期証券	300,000	299,996,985	
	第266回政府短期証券	200,000	199,998,520	
	第267回政府短期証券	200,000	199,998,400	
	第268回政府短期証券	300,000	299,997,372	
	第269回政府短期証券	300,000	299,995,730	
	国債証券 小計	3,700,000	3,699,975,627	
社債券	ホンダインターナショナルファイナンス	100,000	100,000,000	
	ホンダインターナショナルファイナンス	100,000	100,000,000	
	三菱信託銀行	300,000	300,000,000	
	三菱信託銀行	100,000	100,000,000	
	三菱信託銀行	100,000	100,000,000	
	三菱信託銀行	300,000	300,000,000	
	社債券 小計	1,000,000	1,000,000,000	
コマーシャル・ ペーパー	ゴールドマン・サックス・ジャパン	500,000	499,979,836	
	モルガン・スタンレー・ジャパン	500,000	499,974,384	
	野村證券	500,000	499,974,850	
	三菱信託銀行	500,000	499,961,359	
	東京三菱銀行	500,000	499,976,192	
	豊田通商	500,000	499,981,918	
	日本証券金融	500,000	499,986,630	
	日立キャピタル	500,000	499,973,179	
	オリックス	500,000	499,987,055	
	三菱証券	500,000	499,981,315	
		コマーシャル・ペーパー 小計	5,000,000	4,999,776,718
	合 計	9,700,000	9,699,752,345	

(注) 上記以外に現先取引勘定に含まれる国債証券 1,499,851,500 円があります。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

その他の情報

2. 委託会社の概況

(原目論見書 P41)

【以下の内容に変更】

(2) 資本の額：600百万円(平成16年4月末現在)

(4) 大株主の状況(平成16年4月末現在)

約款

(原目論見書 P45)

【以下の内容に変更】

【投資の対象とする資産の種類】

第15条

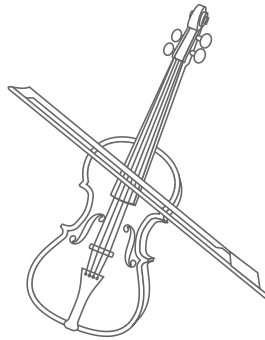
(中略)

10. 金融先物取引等にかかる権利

(後略)



マネー・マネージメント・ファンド
トヨタMMF
追加型公社債投資信託／累積投資専用／(優)適格



TOYOTA ASSET MANAGEMENT CO.,LTD.

1. この目論見書により行うトヨタ MMF（マネー・マネージメント・ファンド）の受益証券の募集については、委託者は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 15 年 10 月 28 日に関東財務局長に提出しており、平成 15 年 10 月 29 日にその届出の効力が生じております。
2. トヨタ MMF（マネー・マネージメント・ファンド）の受益証券の価額は、同ファンドに組入られる有価証券の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。
3. 当ファンドは、元金が保証されているものではありません。
4. 当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
5. この投資信託は、主に円建公社債を投資対象としています。組入れた債券の値下がりや、それらの債券の発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により、受益者が損失を被ることがあります。
6. この目論見書に使用している税率は、平成 15 年 10 月 22 日現在のものですが、税法が改正された場合などにより税率が変更されることがあります。

平成 15 年 10 月 28 日有価証券届出書提出

発 行 者 名：トヨタアセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名：取締役社長 奥村 惠勇

本店の所在の場所：東京都港区海岸一丁目 11 番 1 号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称：

トヨタ MMF（マネー・マネージメント・ファンド）

募集内国投資信託受益証券の金額：

継続募集額 上限 5 兆円

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

名称 ... トヨタアセットマネジメント株式会社 名古屋支店

所在地 ... 愛知県名古屋市中区錦二丁目 18 番 19 号

目論見書の目次

<i>ファンドの概要</i>	
1.ファンドの基本情報	1
2.ファンドの特色	5
<i>ファンドの運用及びリスク</i>	
1.投資方針	6
2.ファンドの仕組み	9
3.投資対象	10
4.運用体制	13
5.運用状況	14
6.ファンドの現況	16
7.分配方針	17
8.投資制限	18
9.投資リスクとリスク管理体制	20
<i>諸手続き・費用と税金</i>	
1.申込（買付）手続	22
2.換金（解約）手続	23
3.手数料等及び税金	25
<i>管理及び運営</i>	
1.資産管理等の概要	28
(1) 資産の評価	28
(2) 保管	29
(3) 信託期間	29
(4) 計算期間	29
(5) その他	29
2.受益者の権利等	32
<i>ファンドの経理状況</i>	33
<i>その他の情報</i>	
1.その他のファンド情報	41
2.委託会社の概況	41
3.その他	42
<i>約款</i>	44
<i>用語集</i>	51

1. ファンドの基本情報

ファンドの名称	トヨタ MMF (マネー・マネージメント・ファンド)
基本的性格	追加型公社債投資信託 / 累積投資専用 / マル優適格 「MMF 型」とは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「内外の債券に運用し、日々決算を行うもの」として分類されるファンドをいいます。
ファンドの目的	内外の公社債および短期金融商品などへの投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行うことを基本とします。
主な投資対象	内外の公社債および短期金融商品などを主要投資対象とします。
投資方針	<ol style="list-style-type: none">安全性の高い公社債、短期金融商品等(コマーシャル・ペーパー(CP)、譲渡性預金証書(CD)、コールローン)を中心に投資します。組入れ資産毎(国債、政府保証付債券等は除く。) 同一発行体等への投資制限^(注)等を設け、分散投資することで各種リスクの低減に努めます。 <p>(注) 詳しくは、P6の「 ファンドの運用及びリスク 1.投資方針」をご参照ください。 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none">株式には投資しません。同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
主な価格変動リスク	公社債など値動きのある証券に投資しますので、収益分配金は運用実績により変動します。 元金が保証されている商品ではありません。
信託期間	原則として無期限(設定日 平成13年3月13日) ただし、受益権の総口数が10億口を下回った場合は、委託会社は信託を終了させることがあります。
決算日	毎日

収益分配	毎日決算を行ない、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を分配します。 原則として、収益分配金は1ヵ月分を全額まとめて税金を差し引いた後、自動的に再投資されます。
申込時期	継続募集期間 平成 15 年 10 月 29 日 ~ 平成 16 年 11 月 25 日 継続募集期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 ただし、基準価額が1口あたり1円を下回ったときは、取得の申込みには応じません。
申込取扱場所	販売会社にて申込みを取り扱います。 販売会社につきましてはP4の委託会社の照会先にお問い合わせ下さい。
申込単位	1円以上1円単位(1口=1円)
申込価額	1口=1円(取得日の前日の基準価額) 【取得日】とは... 販売会社が、取得申込受付日の正午以前にお申込金の受領を確認した場合は、取得申込受付日が取得日となります。 販売会社が、取得申込受付日の正午を過ぎてお申込金の受領を確認した場合は、取得申込受付日の翌営業日が取得日となります。
お申込手数料	ありません。
信託報酬	元本総額に対して年10,000分の35以内
換金時期、単位	原則、販売会社の営業日にご換金のお申込みができます。 ご換金は1口単位です。
解約価額	原則として解約請求受付日の翌営業日の前日の基準価額です。
換金代金の支払い	原則として解約請求受付日の翌営業日からです。
換金手数料	ありません。

信託財産留保額

取得日から解約代金の支払い開始日の前日までの日数が 30 日未満のご換金については、1 万口につき 10 円の信託財産留保額を差引き、信託財産に返戻させていただきます。

課税上の取扱い

P 27 の「課税上の取扱い」をご参照ください。

収益分配金の実績

収益分配金の実績（1 万口当たり）については、販売会社へお問い合わせ下されば、お知らせいたします。

また、委託会社のホームページ：<http://www.tamc.co.jp/>にて知ることができます。

収益分配金は運用の実績により変動します。元本が保証されるものではありません。

運用状況のお知らせ

運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した「運用報告書」を 1 年に 2 回（2 月、8 月）作成します。運用報告書はあらかじめお申出いただいたご住所に販売会社よりお届けいたします。

また、弊社ホームページで、月次レポートをご覧いただけます。

受益証券の保有

すべて販売会社の 保護預り とさせていただきます。

信託金の限度額

5 兆円

ご投資家の皆様におかれては、目論見書本文をよくお読みいただき、商品内容、リスク等を十分にご理解のうえお申込み下さいますようお願い申し上げます。

リスク要因と留意点

当ファンドは、公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

金利変動リスク

信用リスク

流動性リスク

(詳しくは、本文P20「投資リスクとリスク管理体制」を必ずご参照ください。)

[照会先]

トヨタアセットマネジメント株式会社 (委託会社)	
電話番号	03-5776-4863
ホームページアドレス	http://www.tamc.co.jp/
受付時間は、委託会社の営業日の午前 8 時 30 分～午前 11 時 30 分、午後 12 時 30 分～午後 4 時 30 分 (証券取引所が半休日のときは、午前 11 時 30 分まで) とします。	

2. ファンドの特色

ファンドの特色

1

内外の公社債および短期金融商品などを中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

2

毎日決算を行ない運用実績に応じて運用収益を全額分配します。

・ 値動きのある有価証券に投資を行ないますので、収益分配金は運用の実績により日々変動します。あらかじめ一定の成果をお約束するものではありません。

3

収益分配金は、原則として1ヶ月分まとめて税金を差引いた上、毎月の最終営業日に自動的に再投資されます。

4

原則、販売会社の毎営業日に取得のお申込みができます。

・ 取得のお申込みは1円以上1円単位（1口 = 1円）です。お申込手数料はありません。

5

原則、販売会社の毎営業日にご換金のお申込みができます。

・ 解約のお申込みは1口単位です。解約手数料はありません。

ただし、取得日から解約代金の支払い開始日の前日までの日数が30日未満のご換金については、1万口につき10円の信託財産留保額を差引き、信託財産に返戻させていただきます。

1. 投資方針

(1) 運用の基本方針

この投資信託は、内外の公社債および短期金融商品などを中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

(2) 運用方法

イ. 主要投資対象

内外の公社債および短期金融商品などを主要投資対象とします。

ロ. 投資方針

1. 安全性の高い公社債、短期金融商品等（コマーシャル・ペーパー（CP）、譲渡性預金証書（CD）、コールローン）を中心に投資します。
 - ・残存期間が短い（受渡日から償還日までが1年を超えない）公社債および短期金融商品等に投資します。
 - ・組入れ資産の平均残存期間は180日を超えないものとします。
 - ・組入可能な資産の信用度に一定の制限を設け、信用リスクの低減に努めます。
 - ・ファンドに組入れることができる投資対象資産は、円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとします。
 - ・時価のとれない債券は組入れないものとします。
 - ・証券化関連商品及び取得時において償還金等が不確定な仕組債等は組入れないものとします。
2. 組入れ資産毎（国債、政府保証付債券等は除く。）同一発行体等への投資制限等^{（注）}を設け、分散投資することで各種リスクの低減に努めます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

なお、当ファンドは社団法人投資信託協会の理事会決議「MMFの運営に関する事項について」に基づいて、運営されております。

これにより、平成14年7月中旬以降、元本の安全性に配慮した運用を目指してあります。以下、内容の抜粋を記載いたします。

【内容の抜粋】

投資対象資産の範囲等

投資対象資産（ただし、受託銀行におけるオーバーナイトの指定金銭信託は除く。）は、後述のP.10の「3.投資対象（2）（3）（4）」のうち次に掲げる範囲で行なうものとする。

）投資対象資産の範囲

- a. 我が国の国債、政府保証債券及びそれらの証券を担保とする若しくは政府又は日銀が保証する取引等（以下「国債等」という。）には、制限をもうけません。

- b. a. 以外の組入資産については、取得時において、2社以上の指定格付機関より、P-2若しくはA-2相当以上の短期格付、BBBフラット若しくはBaa2相当以上の長期格付を受けているものとする。
- c. ただし b. 以外の資産については、1社の指定格付機関からの格付のみのもの又は全く取得していないもののうち、取得時において投資信託委託業者が発行者の財務内容等を基に上記 b. と同等の信用力を有すると判断したものと

) 投資制限

- a. 組入資産は、受渡日から償還日までが1年を超えないものとする。
- b. 国債等を除く投資対象資産の投資制限は以下のとおりとする。
1. 同一の法人等が発行した若しくは取扱う投資対象資産への投資の合計額は、2社以上の指定格付機関からP-1、A-1相当の短期格付又はA3、A-相当以上の長期格付を受けているものについては、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とする。ただし、同一の銀行が発行した投資対象資産への投資の合計額は10%以内（CP、短期社債等のうち社債等の振替に関する法律第66条第1項に定める短期社債、商工組合中央金庫法第33条ノ2に定める短期商工債券、信用金庫法第54条の3の2第1項に定める短期債券および農林中央金庫法第62条の2第1項に定める短期農林債券、CD、コール、手形、預金の短期金融資産以外のものは5%以内。）とする。
 2. 上記1. 以外の投資対象資産への投資については、取得時において同一の法人等が発行したものの合計額が純資産総額の1%以内とし、かつ、その合計の額が純資産総額の10%以内とする。
- c. 満期保有目的債券については、上記 a. b. にかかわらず満期保有目的債券の規定によるものとする。
- d. ただし、取引期間が5営業日以内のコール・ローン（国債等を担保とするコール取引を除く。）による運用については、上記 b. の規定にかかわらず、同一の取引先に対する組入資産の合計額が純資産総額の25%以内とする。
- e. 投資信託財産に組入れることができる投資対象資産は円貨で約定し円貨で決済するものに限る。
- f. 債券については時価のとれないものは組入れないものとする。
- g. 証券化関連商品及び取得時において償還金等が不確定な仕組債等（償還金額が指数等に連動するもの、償還金額又は金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているもの等）は組入れないものとする。

投資信託に組入れられた資産の残存期間

組入資産（満期保有目的債券を含む。）の平均残存期間は180日を超えないものとする。

満期保有目的債券

) 満期保有目的債券として指定した債券の残存期間

満期保有目的債券については、受渡日から償還日までが3年を超えないものとする。ただし、銀行が発行する変動利付債券（銀行が保証するもの、銀行が発行する債券を担保とするものを含む。）については、この限りではない。

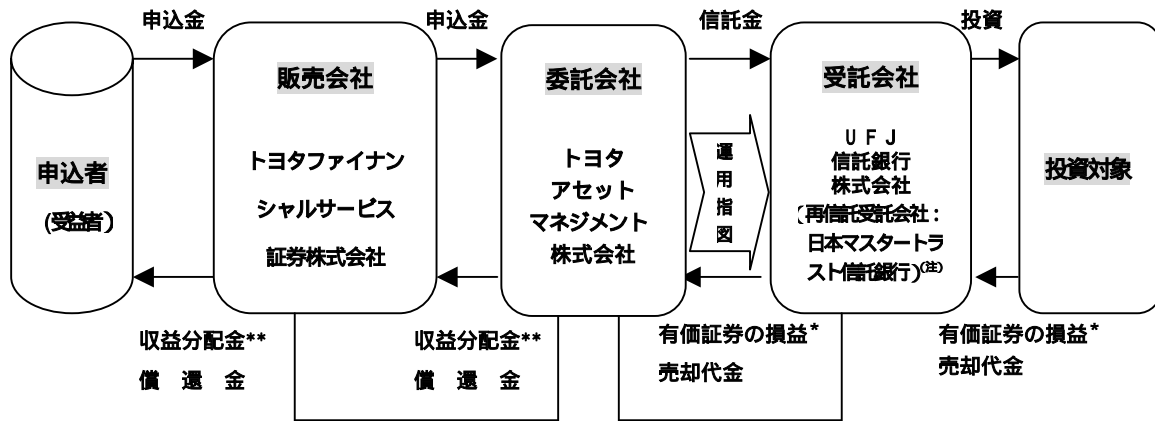
) 満期保有目的債券の指定制限

- a. 国債等以外の債券については、指定する日において2社以上の指定格付機関からA3又はA-相当以上の長期格付を取得しているもの、又は複数の指定格付機関からの格付がなく1社からA3又はA-相当以上の長期格付を取得し、かつ投資信託委託業者が定める各社のガイドラインによりこれと同等の信用力を有すると判断したものを組入れるものとする。
- b. 満期保有目的債券の指定については、満期保有目的債券の全銘柄の評価額の合計額が当該債券に指定する日の直前の3月末現在の当該ファンドの純資産総額の15%及び指定する日の純資産総額の15%以内とする。なお、変動利付債券で受渡日から償還日までが3年を超えるものについては、同様に3月末及び指定する日の純資産総額の5%以内とする。
- c. 満期保有目的債券の指定に際しては、同一の法人等が発行する満期保有目的債券の評価額の合計額が、指定する日の直前の3月末の純資産総額の1%及び指定する日の純資産総額の1%以内とする。（ただし、国債等を除く。）
- d. 毎月末の満期保有目的債券の額の純資産総額に対する比率（上記b.）について翌月末までに、投資信託協会に報告する。上記b.の比率が一定期間、一定割合以上となった場合は、投資信託協会は改善のため必要と認める措置を求めることができる。

) 満期保有目的債券の売却（又は保有目的変更）の原則禁止

- a. 満期保有目的債券として指定した債券は、原則として償還期限前に売却（又は保有目的変更）出来ないものとする。

2. ファンドの仕組み



1 受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約

2 信託契約

* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。
 ** 収益分配金は、自動的に再投資されます。

各関係法人の役割

販売会社	委託会社	受託会社
受益証券の募集、売買の取扱い 収益分配金、償還金および一部解約金の支払の取扱い 受益証券の保護預り 目論見書、運用報告書の交付 収益分配金の再投資 所得税および地方税の源泉徴収 取引報告書等の交付 など 「受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」において上記の内容を取り決めます。	投資信託約款の届出 信託財産の運用指図 信託契約の締結、一部解約の実行 受益証券の発行 議決権等の指図行使 目論見書、運用報告書の作成 信託財産の計算（受益証券の基準価額の計算） 信託財産に関する帳簿書類の作成 など	信託契約の締結 信託財産の保管・管理 信託財産の計算（受益証券の基準価額の計算） 受益証券の認証 外国証券の保管・管理する外国の保管銀行への指示および連絡 など （注）平成15年11月25日に信託事務の一部を日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託する予定です。

- 1 投資信託を販売する業務を委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう受益証券の募集、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務範囲の取り決め等の内容が含まれています。
- 2 投資信託を運営する業務を委託会社と受託会社の間で規定したもの。投資信託の資産運用や運営方法、委託会社と受託会社および受益者との権利義務関係、受益者の権利、募集方法等の取り決め等の内容が含まれています。

3. 投資対象

(1) 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）とします。

1. 有価証券
2. 有価証券指数等先物取引にかかる権利
3. 有価証券オプション取引にかかる権利
4. 外国市場証券先物取引にかかる権利
5. 有価証券店頭指数等先渡取引にかかる権利
6. 有価証券店頭オプション取引にかかる権利
7. 有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利
8. 金銭債権（1.、次号および11.に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
9. 約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）
10. 金融先物取引等（金融先物取引法第2条第8項に規定する金融先物取引等をいいます。以下同じ。）にかかる権利
11. 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であって、内閣府令で定めるもの（金融先物取引等を除きます。）にかかる権利 2.から 7.までに掲げるものを除きます。）
12. 次に掲げるものを信託する信託の受益権（1.に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - 金銭（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限ります。）
 - 有価証券
 - 金銭債権
13. 当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行ない、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約にかかる出資の持分（以下「匿名組合出資持分」といいます。）
14. 金銭の信託の受益権（1.に掲げるものに該当するものを除きます。）であって、信託財産を主として匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とするもの

(2) 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 国債証券
 2. 地方債証券
 3. 特別の法律により法人の発行する債券
 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものに限り。）
 5. 特定目的会社にかかる特定社債券
 6. コマーシャル・ペーパー
 7. 外国または外国法人の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの
 8. 外国貸付債権信託受益証券
 9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 10. 貸付債権信託受益権
- なお、1.から5.までの証券および7.の証券のうち1.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

(3) 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、(2)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(4) その他運用指図を行なうことができる取引

(1) 先物取引等

1. 有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。
2. 資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
3. 資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

(2) スワップ取引

スワップ取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

(3) 有価証券の貸付

信託財産に属する公社債を貸付けることができます。なお、必要と認めたときは、担保

の受入れを行うものとします。

(4) 公社債の借入れ

公社債の借入れを行なうことができます。なお、担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供を行うものとします。

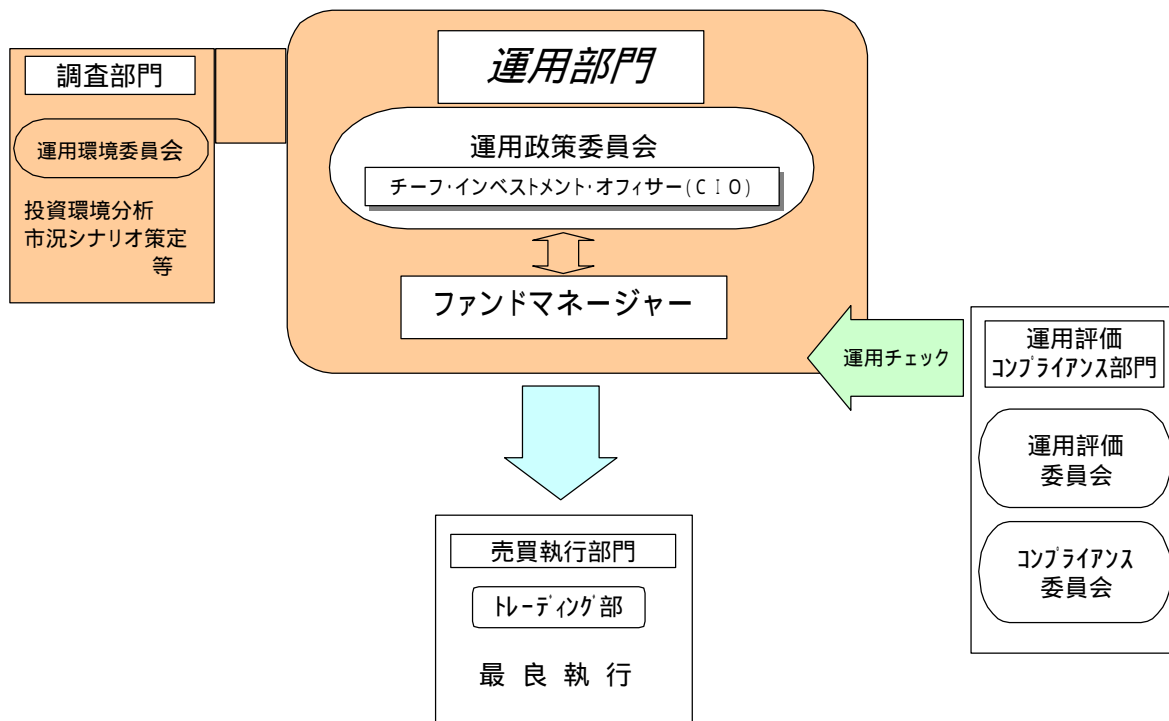
(5) 外国為替予約取引

外国為替の売買の予約取引ができます。

(6) 資金の借入れ

一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当ての為、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）をすることができます。

4. 運用体制



【運用部門での流れ】

1. ファンドの具体的な運用計画を決定します。

運用部門では、投資環境見通し等に基づき、ファンドの具体的な運用計画を決定します。

2. 運用の実行を指図します。

ファンドマネージャーは、運用計画に基づき、有価証券の売買等の運用の実行を指図します。

3. トレーディング部門は、売買の指図に基づき売買の執行を行いません。

当社では、ファンドの運用に関する社内運用ガイドラインとして、債券組入制限、組入債券格付基準、時価評価の基準等を定めており、また投資信託における信用リスク、流動性リスクに関する規則を定めております。

ファンドの運用体制等は平成 15 年 10 月 20 日現在であり、今後変更になる場合があります。

5. 運用状況

(1) 投資状況

平成15年10月3日現在

資産の種類	国名	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	6,199,836,974	53.95
普通社債	オランダ	400,000,000	3.48
	イギリス	300,000,000	2.61
CP	日本	4,499,582,879	39.16
現金・預金・その他資産 (負債控除後)		92,102,714	0.80
合計(純資産総額)		11,491,522,567	100.00

注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の比率をいいます。

(2) 運用実績

純資産の推移

平成15年10月3日(直近日)現在、同日前1年以内における各月末ならびに各計算期間末におけるファンドの純資産総額、および1口当たりの純資産額の推移は次のとおりです。

	純資産総額(単位:百万円)		1口当たりの純資産額(単位:円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
2001年3月13日～2001年8月30日 (第1特定期間)	11,079	11,086	1.0000	1.0007
2001年8月31日～2002年2月28日 (第2特定期間)	11,902	11,907	1.0000	1.0004
2002年3月1日～2002年8月31日 (第3特定期間)	11,943	11,945	1.0000	1.0002
2002年9月1日～2003年2月28日 (第4特定期間)	11,809	11,810	1.0000	1.0001
2003年3月1日～2003年8月31日 (第5特定期間)	11,803	11,804	1.0000	1.0001
2002年9月末日	12,050	12,050	1.0000	1.0000
10月末日	12,006	12,006	1.0000	1.0000
11月末日	11,953	11,953	1.0000	1.0000
12月末日	11,902	11,902	1.0000	1.0000
2003年1月末日	11,878	11,878	1.0000	1.0000
2月末日	11,809	11,809	1.0000	1.0000
3月末日	11,801	11,801	1.0000	1.0000
4月末日	11,786	11,786	1.0000	1.0000
5月末日	11,774	11,774	1.0000	1.0000
6月末日	11,784	11,784	1.0000	1.0000
7月末日	11,793	11,793	1.0000	1.0000
8月末日	11,803	11,803	1.0000	1.0000
9月末日	11,496	11,496	1.0000	1.0000
10月3日(直近日)	11,492	11,492	1.0000	1.0000

分配の推移

計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間 2001年3月13日～2001年8月30日	0.000659円
第2特定期間 2001年8月31日～2002年2月28日	0.000439円
第3特定期間 2002年3月1日～2002年8月31日	0.000185円
第4特定期間 2002年9月1日～2003年2月28日	0.000097円
第5特定期間 2003年3月1日～2003年8月31日	0.0000773円

収益率の推移

計算期間	収益率
第1特定期間 2001年3月13日～2001年8月30日	0.0659%
第2特定期間 2001年8月31日～2002年2月28日	0.0439%
第3特定期間 2002年3月1日～2002年8月31日	0.0185%
第4特定期間 2002年9月1日～2003年2月28日	0.0097%
第5特定期間 2003年3月1日～2003年8月31日	0.00773%

(注)収益率とは、計算期間末の1口当りの純資産額(当該特定期間中の分配金累計額を加算した額)から直前の計算期間末の1口当りの純資産額(分配落ち)を控除した額を直前の計算期間末の純資産額(分配落ち)で除して100を乗じた数です。

(3) 設定及び解約の実績

	設定口数	解約口数
第1特定期間 2001年3月13日～2001年8月30日	11,290,729,369	211,606,894
第2特定期間 2001年8月31日～2002年2月28日	2,402,422,007	1,579,134,023
第3特定期間 2002年3月1日～2002年8月31日	1,021,235,950	980,833,139
第4特定期間 2002年9月1日～2003年2月28日	380,776,525	514,354,058
第5特定期間 2003年3月1日～2003年8月31日	148,602,167	154,442,838

6. ファンドの現況

(1) 純資産額計算書

平成15年10月3日現在

資産総額	11,791,545,995円
負債総額	300,023,428円
純資産総額()	11,491,522,567円
発行済数量	11,491,522,062口
1万口当り純資産額(/)	10,000円

(2) 投資有価証券の主要銘柄

平成15年10月3日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価金額		時価		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	時価評価額(円)	
1	日	CP	オリックス	500,000,000	99.99	499,983,356	99.99	499,983,356	4.35
2	日	国債	第247回政府短期証券	500,000,000	99.99	499,965,014	99.99	499,965,014	4.35
3	日	CP	豊田通商	500,000,000	99.99	499,964,714	99.99	499,964,714	4.35
4	日	国債	第248回政府短期証券	500,000,000	99.99	499,961,470	99.99	499,961,470	4.35
5	日	CP	三菱証券	500,000,000	99.99	499,960,509	99.99	499,960,509	4.35
6	日	CP	東京三菱銀行	500,000,000	99.99	499,957,469	99.99	499,957,469	4.35
7	日	CP	ソニーグローバルレジャリースービシーズ	500,000,000	99.99	499,950,689	99.99	499,950,689	4.35
8	日	CP	モルガンスタンレーDWジャパン	500,000,000	99.98	499,946,211	99.98	499,946,211	4.35
9	日	CP	ゴールドマン・サックスジャパン	500,000,000	99.98	499,945,211	99.98	499,945,211	4.35
10	日	CP	野村證券	500,000,000	99.98	499,938,637	99.98	499,938,637	4.35
11	日	CP	日本証券金融	500,000,000	99.98	499,936,083	99.98	499,936,083	4.35
12	日	国債	第242回政府短期証券	400,000,000	99.99	399,993,478	99.99	399,993,478	3.48
13	蘭	普通社債	ミツイコーポレーションヨーロッパ	300,000,000	100.00	300,000,000	100.00	300,000,000	2.61
14	英	普通社債	ミツビシコーポレーションファイナンス	300,000,000	100.00	300,000,000	100.00	300,000,000	2.61
15	日	国債	第236回政府短期証券	300,000,000	99.99	299,999,832	99.99	299,999,832	2.61
16	日	国債	第237回政府短期証券	300,000,000	99.99	299,999,004	99.99	299,999,004	2.61
17	日	国債	第238回政府短期証券	300,000,000	99.99	299,998,476	99.99	299,998,476	2.61
18	日	国債	第241回政府短期証券	300,000,000	99.99	299,996,466	99.99	299,996,466	2.61
19	日	国債	第243回政府短期証券	300,000,000	99.99	299,993,792	99.99	299,993,792	2.61
20	日	国債	第245回政府短期証券	300,000,000	99.99	299,988,801	99.99	299,988,801	2.61
21	日	国債	第246回政府短期証券	300,000,000	99.99	299,988,744	99.99	299,988,744	2.61
22	日	国債	第249回政府短期証券	300,000,000	99.99	299,981,061	99.99	299,981,061	2.61
23	日	国債	第244回政府短期証券	200,000,000	99.99	199,992,836	99.99	199,992,836	1.74
24	蘭	普通社債	ホンダインターナショナルファイナンス	100,000,000	100.00	100,000,000	100.00	100,000,000	0.87

種類別投資比率

種類	評価金額(円)	投資比率(%)
国債証券	3,999,858,974	34.81
普通社債	700,000,000	6.09
CP	4,499,582,879	39.16
総計	9,199,441,853	80.06

(3) 投資不動産物件

該当はございません。

(4) その他投資資産の主要なもの 現先取引

地域	銘柄名	数量	簿価金額		時価		投資比率(%)
			単価(円)	金額(円)	単価(円)	時価評価額(円)	
日本	第241回政府短期証券	2,200,000,000	99.99	2,199,978,000	99.99	2,199,978,000	19.14

7. 分 配 方 針

(1) 収益分配方針

原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。

(2) 収益分配金の計理

信託財産から生ずる利益(下記イ.に掲げる収益等の合計額が下記ロ.に掲げる経費等の合計額を超える場合の当該差額をいいます。)は、その全額を毎計算期末に当該日の受益者への収益分配金として信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失(下記イ.の合計額が下記ロ.の合計額に満たない場合の当該差額をいいます。以下同じ。)を生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

イ. 毎計算期間における利子、貸付有価証券にかかる品貸料またはこれに類する収益、売買・償還金等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金

ロ. 毎計算期間における信託報酬(消費税等を含みます。)、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補てん額およびその他費用

(3) 収益分配金の再投資

イ. 委託会社は、原則として、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金を、当月の最終営業日に販売会社に交付します。

ロ. 販売会社は、累積投資に関する契約に基づき、各受益者ごとにイ.の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みに応じたものとします。なお、この場合における1口当りの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。

- ハ．上記ロ．の規定にかかわらず、販売会社は、当月の最終営業日の前日の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額を下回ったときには、当該取得の申込みを、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込みとみなします。
- ニ．信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、そのつど受益者に支払います。

8. 投資制限

【約款に定める主な投資制限】

同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

スワップ取引の指図範囲

スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

有価証券の貸付

公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

公社債の借入れ

公社債の借入れの場合、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

資金の借入れ

借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が20営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

その他、詳しくは、約款をご覧ください。

【法令による投資制限】

先物取引等の評価損の制限（「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」）

委託会社は、投資信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該信託財産にかかる次のイおよびロに掲げる額（これにかかる取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。）ならびにハ、ならびにニ、に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産にかかる有価証券先物取引等を行なうことまたは継続することを受託会社に指図しないものとします。

- イ．当該投資信託財産にかかる先物取引等評価損（有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等の売付約定にかかるものを除きます。）
- ロ．当該投資信託財産にかかる有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定にかかるものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションにかかる帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの。
- ハ．当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書にかかる時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。
- ニ．当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書にかかる時価と帳簿価額との差額であって評価損となるもの。

9. 投資リスクとリスク管理体制

(1) 投資リスク

ファンドは、公社債等の値動きのある有価証券に投資しますので基準価額は変動します。したがって、ファンドは元金の保証や一定の成果を約束するものではありません。また、ファンドは預貯金や保険契約とは異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

金利変動リスク

公社債等の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。組入公社債等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

信用リスク

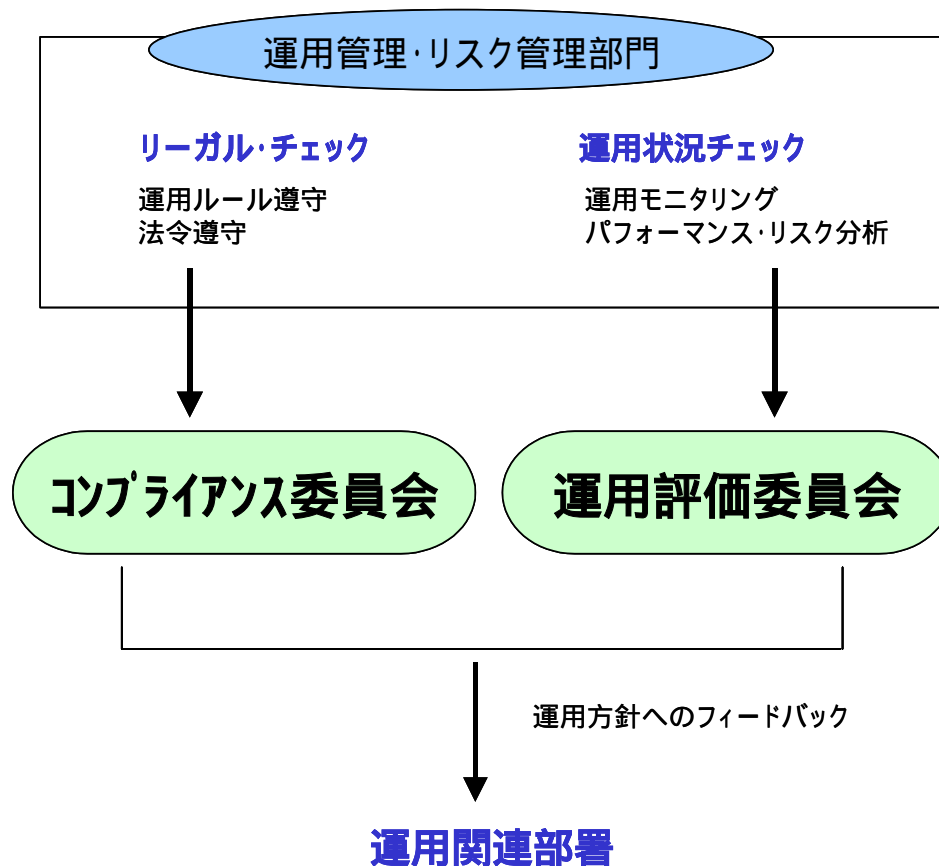
信用リスクとは、元本や利子の支払いが滞ったり、支払い不能が生じるリスクをいいます。元本と利子を支払うための資金は、主として発行者の収益から生み出されますので、発行者の収益力やその安定性(つまり信用度)が元利払いの確実性に影響します。また、個々の債券の発行時に決められた担保提供制限や(一定の)利益維持といった財務上の特約も影響します。組入対象の有価証券および短期金融資産にデフォルト(債務不履行)が生じた場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落し、ファンドの基準価額が下がる要因となります。

流動性リスク

急激かつ大量の解約は、有価証券等を市場で売却する結果、市場に大きなインパクトを与え、基準価額が大きく下落する要因になります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。

(2) リスク管理体制

当社におけるリスク管理体制は以下のとおりです。



コンプライアンス委員会

投資信託の信託財産の運用に係る投資ガイドライン及び信託約款、法令等の遵守状況について報告・審議がなされ、その結果が運用関連部署へフィードバックされることで、ファンドの健全な運用に資することを目的とします。

運用評価委員会

投資信託の信託財産の運用パフォーマンス及びリスク分析を行ない、その状況について審査・検討がなされ、運用関連部署へフィードバックされることで、透明性の高い適正な運用の実現に寄与することを目的とします。

リスク管理体制は平成15年10月20日現在であり、今後変更になる場合があります。

1. 申込(買付)手続

申込期間	<p>継続募集期間：平成15年10月29日から平成16年11月25日まで 原則、販売会社の毎営業日に取得の申込みができます。 (継続募集期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます)</p>
申込手続等	<p>取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得申込みを行いません。その際、販売会社との間で、累積投資契約を締結します。 (当ファンドは、累積投資専用のファンドです。)</p> <p>販売会社によっては、当該契約については同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合別の名称に読み替えます。</p> <p>なお、取得する受益証券については、すべて販売会社の保護預りとなります。</p> <p>「定時定額購入サービス」(販売会社により異なる名称を使用することがあります。)を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。</p> <p>なお、受益証券は大券をもって混蔵保管されるため、委託会社は受益者の請求に基づく記名式への変更は行ないません。</p>
申込単位	1円以上1円単位の販売会社が累積投資契約において規定する単位とします。
申込手数料	申込手数料はかかりません。
取得価額 (申込価額) 取得日	<p>取得価額は、1口当り1円(取得日の前日の基準価額)です</p> <p>取得日は、販売会社がお申込金の受領を確認した時刻によって異なります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">販売会社が、取得申込受付日の正午以前に申込金の受領を確認した場合</div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;">当日取得</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">販売会社が、取得申込受付日の正午を過ぎて申込金の受領を確認した場合</div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;">翌営業日取得</div> </div> <p>1. 販売会社が、取得申込受付日の正午以前に取得申込金の受領を確認した場合(注)は、取得申込受付日が取得日となります。 ・ただし、取得日の前日の基準価額が1口あたり1円を下回っている時は、販売会社は、取得申込受付日を取得日とするお申込みには応じないものとします。</p> <p>2. 販売会社が、取得申込受付日の正午を過ぎて取得申込金の受領を確認した場合は、取得申込受付日の翌営業日が取得日となります。</p>

	<p>・ただし、取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額が1口あたり1円を下回ったときは、取得申込受付日の翌営業日以降、最初に取得にかかる基準価額が1口あたり1円となった日の翌営業日を取得日とみなします。</p> <p>(注)「取得申込金の受領を確認した場合」とは、販売会社の取引部門で入金を確認され、かつ、入金に基づき所定の事務処理を完了したものに限り、詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。</p>
払込期日	<p>払込期日は取得日によって異なります。取得日をお申込日当日とする場合、お申込日の正午以前に販売会社において申込金の受領を確認することが必要です。取得日をお申込日翌営業日とする場合、お申込日の翌営業日の正午以前までに販売会社において申込金の受領を確認することが必要です。</p>
申込取扱場所	<p>販売会社でお買付けいただけます。</p> <p>有価証券届出書提出日現在、販売会社は、トヨタファイナンシャルサービス証券株式会社です。</p> <p>詳しくは、販売会社ないしP4の委託会社の照会先にお問い合わせください。</p>
払込取扱場所	<p>お申込金額は、お申込みいただいた販売会社にお支払い下さい。</p> <p>販売会社については、P4の委託会社に照会することができます。</p>
その他	<p>証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い委託者の判断で受益証券の取得申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込の受け付けを取り消す場合があります。</p>

2.換金（解約）手続

換金時期	<p>原則、販売会社の毎営業日にご換金の申込みができます。</p> <p>ただし、ファンドの規模および商品性格等にもとづき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には事前解約連絡の実施および金額制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。</p>
換金方法	<p>解約請求によるお取扱いとなります。</p> <p>買取請求による換金はできません。</p> <p>(ただし、約款変更等の反対者の買取請求権についてはP31をご覧ください)</p>
換金単位	1口単位
換金手数料	ありません

信託財産留保額	<p>取得日から解約受付日の翌営業日の前日までの日数が 30 日未満の一部解約の場合は、信託財産留保額（1万口につき10円）を一部解約される信託元本の中から差し引き信託財産に返戻させていただきます。</p> <p>信託財産留保額とは、投資信託を中途解約される受益者の解約代金から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れられる金額をいいます。</p>
換金価額	<p>ご換金の際の一部解約の価額は、ご解約のお申込みを受け付けた日の翌営業日の前日（休業日を含みます。）の基準価額とします。</p> <p>一部解約の代金は、ご解約のお申込みを受け付けた日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の分配金を含めた額とします。</p>
お支払開始日	<p>解約代金のお支払いは、原則として解約受付日の翌営業日からです。</p>
解約価額の照会方法	<p>ご換金の際の解約価額については、お買付けいただいた販売会社にてご確認ください。</p>
その他	<p>委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止することがあります。</p> <p>一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の前日の基準価額とします。</p>

3. 手数料等及び税金

ご購入から換金までの間に直接あるいは間接的にご負担いただく費用は次のようになっております。

直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
収益分配時	所得税および地方税	収益分配金に対して.....20%
換金時 (解約請求制)	取得日から支払開始日の前日までの日数が30日未満の場合	所得税および地方税 元本超過額に対して.....20% 信託財産留保額 1万口あたり10円
	取得日から支払開始日の前日までの日数が30日以上の場合	所得税および地方税 元本超過額に対して.....20%
償還時	所得税および地方税	元本超過額に対して.....20%

- ・当ファンドでマル優制度をご利用の方は所得税および地方税がかかりません。
- ・税法が改正された場合等には、上記内容が変更されることがあります。

間接的にご負担いただく（信託財産が支払う）費用

時期	項目	費用・税金
毎日	信託報酬率	元本総額に対して.....年 10,000 分の 35 以内(注1)
	信託報酬の配分	次ページ「信託報酬の配分」の項をご覧ください。

(注1) 信託報酬率は、信託元本総額に対して年 10,000 分の 70 を上限に毎週最初の営業日に改めるものとし、その直前 7 日間の年換算収益分配率に 100 分の 7 を乗じて得た率以内とします。ただし、当該率が年 10,000 分の 35 以下の場合には、信託報酬率は年 10,000 分の 35 以内とし、かつ当該年換算収益分配率を上回らないものとします。(平成 15 年 9 月末現在は、年 10,000 分の 0.855 となっております。)

- ・上記のほか組入有価証券の売買の際に発生する費用、外貨建資産の保管等に要する費用を信託財産でご負担いただきます。

申込手数料	ありません。
換金（解約） 手数料	ありません。 但し、取得日から解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が 30 日未満の一部解約の場合には、信託財産留保額（1 万口につき 10 円）を当該一部解約の請求にかかる受益者の負担とし、一部解約される信託元本の中から差し引き信託財産に対し返戻すものとします。
信託報酬	委託者および受託者の信託報酬の総額は、信託元本の額に、年 10,000 分の 70.00 以内の率で次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。 イ.平成 13 年 3 月 26 日以降の各週の最初の営業日（委託者の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの 7 日間の元本 1 万口あたりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に 100 分の 7 を乗じて得た率以内の率とします。ただし、当該率が年 10,000 分の 35 以下の場合には、年 10,000 分の 35 以内の率とし、かつ当該年換算収益分配率を上回らないものとします。 ロ.上記の信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
信託報酬の配分	委託会社、販売会社、受託会社との間の配分は、以下の通りとします。 委託会社：信託報酬率から販売会社および受託会社の配分率を差し引いた率 販売会社：信託報酬率に 0.65 を乗じた率（消費税等相当額を含みます。） 受託会社：信託報酬率に 0.0673 を乗じた率（ただし、上限は、年 10,000 分の 2.5 とします。）
その他の 手数料等	信託事務等の諸費用および監査報酬 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査および目論見書等の作成等に要する費用は、委託会社の負担とします。 有価証券売買手数料等 ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する費用および外貨建資産の保管に要する費用等については、信託財産が負担します。

課税上の取扱い	<p>受益者に対する課税については以下のような取扱いとなります。 ただし、税制が変更される場合等には変更になることがあります。</p> <p>個人の受益者に対する課税</p> <p>イ．個人の受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額に対しては 20%（所得税 15%、地方税 5%）の税金がかかり、源泉分離課税扱いとなります。</p> <p>ロ．マル優制度（老人等の少額貯蓄非課税制度）をご利用の場合は、一人当たり元金 350 万円までについて、収益分配金および償還時の元本超過額に対して非課税扱いとなります。この場合、「非課税貯蓄申込書」および「非課税貯蓄申告書」をご提出いただきます。</p> <p>法人の受益者に対する課税</p> <p>法人の受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額に対しては 20%（所得税 15%、地方税 5%）の税金がかかり、源泉徴収されます。なお、税額控除制度が適用されます。</p> <p>マル優制度は、平成 18 年 1 月に障害者などに対する少額貯蓄非課税制度に改組されます。</p> <p>障害者などに該当されない方については、</p> <ul style="list-style-type: none">・平成 14 年末において 65 歳以上になっている方は、同年末に設定されている非課税枠の範囲内で、平成 17 年末まで制度が存続します。・平成 15 年 1 月以降 65 歳となる方は、非課税制度の対象となりません。
---------	---

	<p>満期保有目的債券</p> <p>(2) 償却原価法</p> <p>買付約定成立の日又は償還日の前年応答日前日の帳簿価額を取得価額として同日から償還日の前日まで、取得価額と償還価額（割引債の償還価額は税込（額面＋源泉税）とする。）の差額を当該期間により日割計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した額によって評価する。なお、加算又は減算した額は売買損益に計上する。</p> <p>(3) 当該保有債券の格付の引き下げ等により時価と評価額に著しい乖離が生じた場合、償却原価法の適用債券に適合しなくなった場合には、投資信託委託業者は監査法人又は公認会計士と協議し、適切に対応するものとする。</p>
--	--

(2) 保管

受益証券の保管	<p>受益証券は、「累積投資契約」に基づいてすべて保護預りとなります。保護預りの場合、受益証券は販売会社において混蔵保管されます。販売会社は、受益者から自己の保有する受益証券について返還請求があった場合には、当該受益者から信託契約の一部解約の実行の請求があったものとみなします。</p>
---------	---

(3) 信託期間

信託期間	<p>ファンドの信託期間は、平成13年3月13日以降、無期限とします。ただし、下記(5)その他「信託の終了」に規定する場合には、当該信託を終了させる場合があります。</p>
------	--

(4) 計算期間

計算期間	<p>この信託の計算期間は、信託期間中の1日とします。</p>
------	---------------------------------

(5) その他

信託の終了	<p>1. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p>
-------	--

	<ol style="list-style-type: none"> 2. 委託会社は、1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 3. 2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。 4. 3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、1.の信託契約の解約を行いません。 5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 6. 3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。 7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。 8. 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は下記「信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。 9. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任する場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
信託約款の変更	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 2. 委託会社は、1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについ

	<p>て、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>3. 2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。</p> <p>4. 3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、1.の信託約款の変更を行いません。</p> <p>5. 委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、1.から5.の規定にしたがいます。</p>
反対者の 買取請求権	<p>信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、前記「信託の終了3.」または「信託約款の変更3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p>
運用に係る 報告等	<p>委託会社は、「証券取引法」の規定に基づき6ヵ月毎に有価証券報告書を作成します。</p> <p>「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき6ヵ月毎に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。</p> <p>また、当社ホームページ（http://www.tamc.co.jp/）にて、月報（毎月最終営業日現在の運用状況）をご覧いただけます。</p>
委託会社の営業 譲渡および承継 に伴う取扱い	<p>委託会社は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。</p> <p>委託会社は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。</p>
受託会社の辞任	<p>受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、前記「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。</p>

公 告	委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。
信 託 事 務 の 委 託	受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。
関係法人との 契約の更新	販売会社との間で締結された「受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、締結日から1年間とし期間満了の3ヶ月前に双方から何ら意思表示がないときは、同一条件で自動的に更新され、その後も同様とします。

2. 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

収益分配金に対する請求権	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 2. 収益分配金は、累積投資契約の規定に基づき、毎月1回、1ヶ月分をまとめて毎月最終営業日に収益分配金に対する税金を差し引いたうえ、自動的に全額再投資されます。 3. 販売会社と累積投資契約を締結した受益者が、信託の一部解約を請求する場合において当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、そのつど受益者に支払います。 4. 支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、その権利を失いその金銭は委託会社に帰属します。
償還金に対する請求権	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 2. 償還金および償還にかかる受益証券に帰属する収益分配金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から販売会社の営業所等において受益者に支払います。 3. 支払開始日から10年間その支払いを請求しないとき、その権利を失いその金銭は委託会社に帰属します。
換金（解約）請求権	<p>受益者は、保有する受益証券について、一部解約の実行を請求することにより当該受益証券を換金する権利を有します。</p> <p>権利行使の方法については、P23の「諸手続き・費用と税金」の「2.換金（解約）手続」をご参照ください。</p>

ファンドの経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、前特定期間(平成14年9月1日から平成15年2月28日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しており、当特定期間(平成15年3月1日から平成15年8月31日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、改正後の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前特定期間(平成14年9月1日から平成15年2月28日まで)及び当特定期間(平成15年3月1日から平成15年8月31日まで)の財務諸表について、中央青山監査法人による監査を受けております。

その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

監 査 報 告 書

平成15年4月17日

トヨタアセットマネジメント株式会社

代表取締役社長 奥 村 恵 勇 殿

中央青山監



代表社員 公認会計士
関与社員

山手 章

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているトヨタMMF(マネー・マネージメント・ファンド)(以下「ファンド」という。)の平成14年9月1日から平成15年2月28日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、ファンドの採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前特定期間と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の財務諸表がトヨタMMF(マネー・マネージメント・ファンド)の平成15年2月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を適正に表示しているものと認める。

トヨタアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

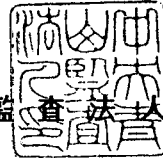
独立監査人の監査報告書

平成15年10月7日


トヨタアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

中央青山監査法人



代表社員 公認会計士
関与社員

山手 亨 

関与社員 公認会計士

鶴田 光夫 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているトヨタMMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成15年3月1日から平成15年8月31日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタMMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成15年8月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

トヨタアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 財務諸表

トヨタMMF（マネー・マネージメント・ファンド）

(1) 貸借対照表

(単位：円)

期 別 科 目	前 期	当 期
	[平成15年2月28日現在] 金 額	[平成15年8月31日現在] 金 額
資 産 の 部		
流動資産		
預金	-	200,105,000
金銭信託	311,886	531,615
コール・ローン	808,000,000	503,000,000
国債証券	999,995,340	3,299,946,106
社債券	1,999,991,767	900,000,000
コマーシャル・ペーパー	4,999,229,118	4,499,582,483
現先取引勘定	2,999,976,000	2,999,928,000
未収利息	1,756,511	307,351
前払費用	1,945	6,000
流動資産合計	11,809,262,567	12,403,406,555
資 産 合 計	11,809,262,567	12,403,406,555
負 債 の 部		
流動負債		
未払金	-	599,988,200
未払収益分配金	11,809	11,803
未払受託者報酬	550	378
未払委託者報酬	7,538	5,232
その他未払費用	6,526	5,184
流動負債合計	26,423	600,010,797
負 債 合 計	26,423	600,010,797
純資産の部		
元 本		
元 本	11,809,235,737	11,803,395,066
剰余金		
期末剰余金	407	692
(うち当期利益)	(1,152,806)	-
剰余金合計	407	692
純資産合計	11,809,236,144	11,803,395,758
負債・純資産合計	11,809,262,567	12,403,406,555

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	前 期	当 期
	{ 自 平成14年 9月 1日 } { 至 平成15年 2月28日 } 金 額	{ 自 平成15年 3月 1日 } { 至 平成15年 8月31日 } 金 額
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
受取利息	2,158,850	1,686,631
有価証券売買等損益	75,087	108,999
その他収益	18,140	5,196
営業収益合計	2,252,077	1,800,826
営業費用		
受託者報酬	66,547	54,397
委託者報酬	924,657	763,029
その他費用	108,067	71,614
営業費用合計	1,099,271	889,040
営業利益	1,152,806	911,786
経常利益	1,152,806	911,786
当期利益又は当期純利益	1,152,806	911,786
一部解約に伴う当期利益分配額又は 一部解約に伴う当期純利益分配額	-	-
期首剰余金	7,667	407
剰余金増加額	-	-
剰余金減少額	-	-
分 配 金	1,160,066	911,501
期末剰余金	407	692

重要な会計方針

期別 項目	前期 〔自平成14年9月1日 至平成15年2月28日〕	当期 〔自平成15年3月1日 至平成15年8月31日〕
有価証券の評価基準および評価方法	有価証券は、個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券会社、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）価格情報会社の提供する価額または日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。	同左

注記事項

（貸借対照表関係）

	前期 〔平成15年2月28日現在〕		当期 〔平成15年8月31日現在〕
期首元本額	11,942,813,270 円	期首元本額	11,809,235,737 円
期中追加設定元本額	380,776,525 円	期中追加設定元本額	148,602,167 円
期中解約元本額	514,354,058 円	期中解約元本額	154,442,838 円

（損益及び剰余金計算書関係）

	前期 〔自平成14年9月1日 至平成15年2月28日〕		当期 〔自平成15年3月1日 至平成15年8月31日〕
分配金の計算過程 日々決算を行い、原則として信託財産から生じる利益の全額を収益分配金に充当しております。なお、当特定期間に係る分配対象額の合計額は1,160,473 円、分配金額の合計額は1,160,066 円であります。		分配金の計算過程 日々決算を行い、原則として信託財産から生じる利益の全額を収益分配金に充当しております。なお、当特定期間に係る分配対象額の合計額は912,193 円、分配金額の合計額は911,501 円であります。	

(有価証券関係)

売買目的有価証券

(単位：円)

前 期 [平成15年2月28日現在]		
種 類	貸借対照表計上額	当特定期間の損益に 含まれた評価差額
国債証券	999,995,340	3,340
社債券	1,999,991,767	16,767
コマーシャル・ペーパー	4,999,229,118	380,024
合 計	7,999,216,225	400,131

(単位：円)

当 期 [平成15年8月31日現在]		
種 類	貸借対照表計上額	当特定期間の損益に 含まれた評価差額
国債証券	3,299,946,106	39,706
社債券	900,000,000	0
コマーシャル・ペーパー	4,499,582,483	244,094
合 計	8,699,528,589	283,800

(デリバティブ取引等関係)

前期(自平成14年9月1日 至平成15年2月28日)

該当事項はありません。

当期(自平成15年3月1日 至平成15年8月31日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前 期 [平成15年2月28日現在]	当 期 [平成15年8月31日現在]
	1口当たり純資産額	1円 (1万口当たり 10,000円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額 (千円)	評価額	備考
国債証券	第230回政府短期証券	300,000	299,999,928	
	第231回政府短期証券	300,000	299,999,518	
	第233回政府短期証券	300,000	299,998,950	
	第235回政府短期証券	300,000	299,998,312	
	第236回政府短期証券	300,000	299,997,258	
	第237回政府短期証券	300,000	299,995,968	
	第238回政府短期証券	300,000	299,995,440	
	第241回政府短期証券	300,000	299,993,364	
	第242回政府短期証券	400,000	399,988,660	
	第243回政府短期証券	300,000	299,989,898	
	第244回政府短期証券	200,000	199,988,810	
		国債証券 小計	3,300,000	3,299,946,106
社債券	ホンダイインターナショナルファイナンス	100,000	100,000,000	
	三菱コーポレーションヨーロッパ	300,000	300,000,000	
	三菱コーポレーションファイナンス	300,000	300,000,000	
	M E C ファイナンス U S A	200,000	200,000,000	
		社債券 小計	900,000	900,000,000
コマーシャル・ペーパー	ゴールドマン・サックスジャパン	500,000	499,945,211	
	モルガンスタンレーDWジャパン	500,000	499,946,211	
	ソニーグローバルトレジャリーサービスーズ	500,000	499,949,950	
	野村証券	500,000	499,938,637	
	東京三菱銀行	500,000	499,957,469	
	豊田通商	500,000	499,964,714	
	日本証券金融	500,000	499,936,083	
	オリックス	500,000	499,983,699	
	三菱証券	500,000	499,960,509	
		コマーシャル・ペーパー 小計	4,500,000	4,499,582,483
	合計	8,700,000	8,699,528,589	

(注) 上記以外に現先取引勘定に含まれる国債証券 2,999,928,000 円があります。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

1. その他のファンド情報

(1) 発行数

発行価額の総額が5兆円に相当する口数を上限とします。

(2) 発行価額の総額

5兆円を上限とします。

(3) 内国投資信託受益証券の形態等

契約型の追加型公社債投資信託の受益証券です。(以下「受益証券」といいます。)

受益証券は無記名式とします。1口当り元本の額面金額は1円です。

当ファンドは格付を取得しておりません。

(4) ファンドの沿革

平成13年3月13日(月)信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(5) 振替機関に関する事項 該当事項ありません。

(6) その他

日本以外の地域における発行 該当事項ありません。

2. 委託会社の概況

<委託会社の概況>

(1) 名称 トヨタアセットマネジメント株式会社

本店の所在地 東京都港区海岸一丁目11番1号

(2) 資本の額：600百万円(平成15年9月末現在)

(3) 会社の主な沿革

平成2年2月 千代田火災投資顧問株式会社設立

平成4年3月 投資一任業務の認可を取得

平成11年9月 商号を千代田火災アセットマネジメント株式会社に変更

平成11年12月 証券投資信託委託業務の認可を取得

平成12年6月 商号をトヨタアセットマネジメント株式会社に変更

平成13年2月 名古屋支店開設

(4) 大株主の状況(平成15年9月末現在)

株主名	住所	保有株式数	保有比率
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	愛知県名古屋市中区錦二丁目18番19号	6,000株	50%
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	6,000株	50%

3. その他

1. 目論見書の記載事項等

- (1) 目論見書の表紙に委託会社の名称およびロゴマーク、図案、写真等を使用し、ファンドの基本的性格、累積投資専用または自動けいぞく専用を記載することがあります。また、表紙裏に金融商品販売法にかかる重要事項、税法が改正された場合などにより税率が変更される旨を記載することがあります。
- (2) 有価証券届出書（以下、届出書といいます。）届出書本文「第一部証券情報」、「第二部ファンド情報」の主要内容を要約し、「ファンド基本情報」として、目論見書の冒頭に記載することがあります。
- (3) 目論見書に用語集および約款を添付することがあります。
- (4) 目論見書の巻末に約款を掲載し、届出書本文「第一部証券情報」、「第二部ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで届出書の内容の記載とすることがあります。
- (5) 届出書本文「第一部証券情報」、「第二部ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、「第二部ファンド情報」中「第1 ファンドの状況 5 運用状況」、「第2 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」についての情報の一部をグラフ化し、目論見書中に記載することがあります。
- (6) 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (7) 要約目論見書を使用することがあります。

要約目論見書は、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第12条第1項第1号口の規定に基づき、以下の通りとします。

当該要約目論見書は、ロゴ・マーク、図案、写真等を使用するほか、ファンドの基本的性格を記載し、リーフレット、チラシ、ポスター、パンフレット、ダイレクトメール（はがき、封書用）等として使用されるほか、新聞、雑誌、インターネット、電子媒体および書籍等に掲載されることがあります。

当該要約目論見書は、使用形態によってレイアウト、用紙および印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。また、写真、イラストおよび以下の趣旨を記載して使用することがあります。

・トヨタMMF（マネー・マネージメント・ファンド）は、公社債等の値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元金および収益分配金が保証されているものではありません。

・証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

せん。

- ・投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。

ファンドマネージャーの氏名、略歴、写真等を掲載することがあります。

有価証券届出書「第二部ファンド情報」「第1ファンドの状況」5運用状況(1)投資状況、(2)運用実績および「第2ファンドの経理状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報の記載およびグラフで表示した情報の記載をすることがあります。

ファンドにかかる下記のデータを、数値、表、グラフ等で記載することがあります。なお、記載にあたっては、データを随時更新することがあります。その際、過去の運用実績であり今後の運用成果を示すものではない旨を注記する場合があります。

- ・運用資産の対純資産組入比率
- ・収益分配金実績
- ・実績年換算利回り(直近7日、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年等)
- ・組入上位銘柄と純資産組入比率
- ・投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング

販売会社であるトヨタファイナンシャルサービス証券株式会社の略称として、トヨタFS証券を使う場合があります。

(8) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

2. 内国投資信託受益証事務の概要

(1) 受益証券の名義書換等

委託会社が発行する受益証券は、無記名式であるため、名義書換は、行なわれません。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

特に定めていません。

(3) 受益者に対する特典

特典はありません。

(4) 譲渡制限

譲渡制限はありません。

約 款

追加型証券投資信託 トヨタMMF（マネー・マネージメント・ファンド）約款

運用の基本方針

約款第 17 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、内外の公社債および短期金融商品などを中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

運用方法

(1) 投資対象

内外の公社債および短期金融商品などを主要投資対象とします。

(2) 投資態度

内外の公社債および短期金融商品などを中心に投資し、安定した収益の確保をめざします。

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかか

るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

運用制限

- (1) 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものへの投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- (2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (3) 有価証券先物取引等は、約款第 18 条の範囲で行います。
- (4) スワップ取引は、約款第 19 条の範囲で行います。

収益分配方針

収益分配は、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。

【信託の種類、委託者および受託者】

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、トヨタアセットマネジメント株式会社を委託者とし、ユーエフジェイ信託銀行株式会社を受託者としてします。

【信託事務の委託】

第 1 条 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の 2 信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第 2 条 委託者は、金 1 千万円を受託者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。
委託者は、受託者と合意のうえ、金 5 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
委託者は、受託者と合意のうえ、第 2 項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 47 条第 1 項、第 48 条第 1 項、第 49 条第 1 項および第 51 条第 2 項の規

定による信託終了の日までとします。

【受益証券の取得申込の勧誘の種類】

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第 5 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第 6 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割】

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項に規定する信託によって生じた受益権を 1 千万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。追加信託は、原則として追加信託を行う日の前日の基準価額が当初設定時の 1 口の元本価額と同額の場合に、これを行うことができます。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 22 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類】

第 9 条 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。

委託者は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。

第 1 項の規定により発行された受益証券は、別に定めるトヨタ MMF（マネー・マネージメント・ファンド）累積投資約款にしたがって取得申込者が結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて大券をもって混蔵保管されるため、委託者は受益者の請求に基づく記名式の受益証券への変更を行いません。

【受益証券の発行についての受益者の認証】

第 10 条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託契約に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

【受益証券の取得単位および価額】

第 11 条 委託者の指定する証券会社（証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、この信託契約締結日の翌営業日以降、別に定める契約を結んだ取得申込者に対し、1 口の整数倍をもって第 9 条の規定により発行される受益証券の取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、この場合における 1 口あたりの取得価額は、次に掲げる基準価額とします。ただし、取得申込金を申込日の午後零時以前に受領しようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の 1 口の元本価額を下回っているときは、取得の申込みに応じないものとします

1. 委託者の指定する証券会社および登録金融機関が取得申込受付日の午後零時以前に取得申込金を受領した場合
... 取得申込受付日の前日の基準価額
2. 委託者の指定する証券会社および登録金融機関が取得申込受付日の午後零時を過ぎて取得申込金を受領した場合
... 取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額

第 1 項第 2 号の場合において、当該基準価額が当初設定時の 1 口の元本価額を下回ったときは、当該取得の申込みは、同号の規定にかかわらず、取得申込受付日の翌営業日以降、最初に追加信託にかかる基準価額が当初設定時の 1 口の元本価額と同額になった計算日の基準価額

による取得の申込みとみなします。

前各号の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことがあります。

【受益証券の再交付】

第 12 条 委託者は、受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。

【受益証券を毀損した場合等の再交付】

第 13 条 委託者は、受益証券を毀損または汚染した受益者が、委託者の定める手続きによって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。

【受益証券の再交付の費用】

第 14 条 委託者は、受益証券を再交付するときは、当該受益者に対して実費を請求することができます。

【投資の対象とする資産の種類】

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。）とします。

1. 有価証券
2. 価証券指数等先物取引にかかる権利
3. 有価証券オプション取引にかかる権利
4. 外国市場証券先物取引にかかる権利
5. 有価証券店頭指数等先物取引にかかる権利
6. 有価証券店頭オプション取引にかかる権利
7. 有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利
8. 金銭債権（1.、次号及び 11. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
9. 約束手形（証券取引法第 2 条第 1 項第 8 号に掲げるものを除きます。）
10. 金融先物取引等（金融先物取引法第 2 条第 8 項に規定する金融先物取引等をいいます。以下同じ。）にかかる権利
11. 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、内閣府令で定めるもの（金融先物取引等を除きます。）にかかる権利（2. から 7. までに掲げるものを除きます。）
12. 次に掲げるものを信託する信託の受益権（1. に掲げるものに該当するものを除きます。）
金銭(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限り、)
有価証券
金銭債権
13. 当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行ない、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約

にかかるとの出資の持分（以下「匿名組合出資持分」といいます。）

14. 金銭の信託の受益権（1. に掲げるものに該当するものを除きます。）であって、信託財産を主として匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とするもの

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものに限りします。）
5. 特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【運用の基本方針】

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【先物取引等の運用指図・目的・範囲】

第18条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額。）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せて、ヘッジ対象外貨建資産（外貨建有価証券、預金その他の資産をいいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されるものをいいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社

債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

【スワップ取引の運用指図・目的・範囲】

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条で定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

【有価証券の貸付けの指図および範囲】

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を第2項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

前項の公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【公社債の借入れ】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【外貨建資産の円換算および予約為替の評価】

第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売相場場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売相場場の仲値によって計算します。

【保管業務の委任】

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第26条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第27条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【一括登録】

第28条 （削除）

【信託財産の表示および記載の省略】

第29条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

【有価証券売却等の指図】

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図をすることができます。

【再投資の指図】

第 31 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第 32 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 20 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第 33 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第 34 条 信託財産に属する有価証券について、借替えがある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第 35 条 この信託の計算期間は、信託期間中の各 1 日とします。

【信託財産に関する報告】

第 36 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用および監査報酬】

第 37 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査および目論見書等の作成・交付等に要する費用は、委託者の負担とします。

【信託報酬の総額および支弁の時期】

第 38 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、信託元本の額に、年 10,000 分の 70 以内の率で次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。

1. この信託契約締結の日から平成 13 年 3 月 25 日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、年 10,000 分の 0.1 以内の率とします。
2. 平成 13 年 3 月 26 日以降の各週の最初の営業日（委託者の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの 7 日間の元本 1 万円あたりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に 100 分の 7 を乗じて得た率以内の率とします。ただし、当該率が年 10,000 分の 35 以下の場合には、年 10,000 分の 35 以内の率とし、かつ当該年換算収益分配率を上回らないものとします。

前項の信託報酬は、毎月最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支弁し、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

【収益の配分】

第 39 条 信託財産から生ずる利益（第 1 号に掲げる収益等の合計額が第 2 号に掲げる経費等の合計額を超える場合の当該差額をいいます。）は、その全額を毎計算期末に当該日の受益者への収益分配金として信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失（第 1 号の合計額が第 2 号の合計額に満たない場合の当該差額をいいます。以下同じ。）を生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

1. 毎計算期間における利子、貸付有価証券にかかる品貸料またはこれらに類する収益、売買・償還金等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金
2. 計算期間における信託報酬 消費税等を含みます。）、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補てん額およびその他費用

【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第 40 条 信託の一部解約金（第 46 条第 2 項の解約の価額に当該解約口数を乗じて得た額。以下「一部解約金」といいます。）が当該一部解約にかかる元本を下回った場合は、当該差額は解約差益金として処理します。なお、追加信託金にあっては、全額を元本として処理するものとします。

【収益分配金の再投資】

第 41 条 委託者は、原則として、前月の最終営業日（この信託の契約締結日を含む月については契約締結日。）から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金を、当月の最終営業日の前日現在の受益証券に帰属する収益分配金を、当月の最終営業日に委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、各受益者ごとに前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みに応じたものとします。なお、この場合における 1 口あたりの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。

前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当月の最終営業日の前日の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額を下回ったときには、当該取得の申込みを、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込みとみなします。

第46条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前3項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。

【受益証券の混蔵保管および返還請求の取扱い】

第42条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益証券取得申込者との間で締結した別に定める保護預り契約に基づき、第9条の規定により発行される受益証券を大券をもって混蔵保管するものとします。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者から自己の有する受益証券について返還請求があった場合には、当該受益者から第46条に規定する信託契約の一部解約の実行の請求があったものとします。

【一部解約金、収益分配金および償還金の支払い】

第43条 一部解約金および信託の一部解約にかかる受益証券に帰属する収益分配金は、原則として、解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日から委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において受益者に支払います。

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）および償還にかかる受益証券に帰属する収益分配金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において受益者に支払います。

【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払に関する受託者の免責】

第44条 受託者は、第41条第1項および第3項に規定する収益分配金については、原則として、同条第1項および第3項中の当月の最終営業日に、第43条第1項に規定する一部解約金および一部解約にかかる受益証券に帰属する収益分配金については、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が受益者に支払いを行う日に、第43条第2項に規定する償還金および償還にかかる受益証券に帰属する収益分配金については、同条第2項中の支払開始日前に、委託者に交付します。

前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受託者は受益者に対する支払いにつき、その責に任じないものとします。

【一部解約金および償還金等の支払いならびに時効】

第45条 受益者が、第43条第1項および第2項に規定する収益分配金について当該各条項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、ならびに第47条、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項に規定する信託終了による償還金について、第43条第2項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

第46条 受益者は、自己の有する受益証券について、委託者に解約の実行の請求をすることができます。

委託者は、前項の請求があった場合には、信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。委託者の指定する証券会社および登録金融機関が、第9条の規定による受益証券の発行の日から当該請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日に満たない受益証券について第1項の請求を受け付けた場合には、当該解約口数に応じ1万口につき10円の信託財産留保額を当該請求にかかる受益者の負担とし、原則として当該請求受付日の翌営業日に、第43条第1項に規定する一部解約金から徴し、信託財産に対し、返戻します。この場合、収益分配金の再投資にかかる受益証券については、当該収益分配金を生ずる基礎となった受益証券の発行された日に発行されたものとみなします。

受益者が第1項の請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による請求の受付を中止することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の前日の基準価額とします。

【信託契約の解約】

第47条 委託者は、信託期間中において、この信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して

交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

【委託者の認可取消等に伴う取扱い】

第49条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

【委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第50条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

【受託者の辞任に伴う取扱い】

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けて、その任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、また

はやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第53条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第47条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【公告】

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第55条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成13年3月13日

委託者 東京都港区海岸一丁目11番1号
トヨタアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番3号
ユーエフジェイ信託銀行株式会社

用 語 集

委託会社

受益証券の発行者であり、受託会社と締結した信託契約に基づいて、運用指図およびファンドの運営・管理を行います。

解約（一部解約）

ファンドの換金方法の一つで、信託契約の一部を解約することにより換金する方法をいいます。他に「買取り」による換金方法を設けている場合がありますが、「一部解約」による換金が一般的です。

格付

格付とは、債券などの元本および利息が償還まで当初契約の定めどおり返済される確実性の程度を評価したものをいいます。信用度の低い格付をもつ債券ほど、元本および利息が償還まで定めどおり返済される確実性が低く（信用リスクが大きく）なります。

【格付け機関の標記方法】

		長 期 格 付			
格付機関		R&I社	JCR社	S&P社	Moody's社
↑ 信用度 ↓	高い	AAA	AAA	AAA	Aaa
		AA	AA	AA	Aa
		A	A	A	A
		BBB	BBB	BBB	Baa
		BB	BB	BB	Ba
		B	B	B	B
		CCC	CCC	CCC	Caa
		CC	CC	CC	Ca
		C	C	C	C
	低い		D	D	

		短 期 格 付			
格付機関		R&I社	JCR社	S&P社	Moody's社
↑ 信用度 ↓	高い	a-1	J-1	A-1	P-1
		a-2	J-2	A-2	P-2
		a-3	J-3	A-3	P-3
		b	NJ	B	N-P
		c		C	
	低い			D	

（上記説明図は、あくまでイメージであり、格付け機関により格付け定義が異なります。また、企業の信用力を保証するものではありません。）

指定格付機関

指定格付機関とは、企業の内容等の開示に関する内閣府令に基づき、発行者からの中立性等を勘案し金融庁長官が指定している格付機関で、格付投資情報センター（R&I）、日本格付研究所（JCR）、スタンダード・アンド・プアーズ社（S&P社）やムーディーズ社を含む内外の格付機関が指定されています。

受託会社

委託会社と締結した信託契約に基づいて、ファンドの信託財産の保管・管理等の信託業務を行なう銀行を受託会社とといいます。

信託報酬

ファンドの運営・管理にかかる費用であり、信託約款に規定された料率により日々計算され、信託財産中からご負担いただきます。信託報酬は、ファンド運営上の役割に応じて委託会社・受託会社・取扱販売会社に支払われます。

保護預り

取扱販売会社等が保護預り契約に基づいて受益者の受益証券を預かり、保管することをいいます。